

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

奈良盆地の西部に位置する馬見丘陵には、4～6世紀に造られた大小250基以上の古墳が築造されており馬見古墳群と呼ばれている。丘陵中央に集中する古墳群の中核をなすのが巢山古墳で、馬見古墳群において最大の規模を誇る。馬見丘陵の支丘を利用して築かれた全長約220mを測る前方後円墳であり、前方部を北に、東面を盆地側に見せて、墳丘の周囲には幅広い盾形の周濠とこれを取り囲む外堤が巡る。

巢山古墳は、墳丘、周濠、外堤がすべて良好な状態で残されており、この地方における代表的な古墳として、墳丘および周濠が史蹟名勝天然記念物保存法に基づき昭和2年(1927)に史跡指定された。昭和25年(1950)に文化財保護法が新たに制定され、その2年後の昭和27年(1952)に特別史跡に指定された。

墳丘部分は私有地であったが、史跡の保存のため公有化を進め、昭和58年(1983)に完了した。一方、未指定であった外堤は、住宅やアパートの建設といった開発行為が続いたことから、古墳の一体的な保存のため指定範囲の拡大を図ることとした。平成元年(1989)に外堤が追加指定され、平成9年(1997)には周濠を除いた範囲を全て公有化した。

史跡の追加指定や土地の公有化等と、保存に向けた取り組みは進んだが、巢山古墳の周濠は灌漑用溜池として古くから利用され、水位変動や風による波浪により墳丘裾と外堤裾が侵食を受け大きく削られていた。墳丘第一段テラスの埴輪列が露出し、東側は既に崩落した状態であった。そのため、緊急的な遺構の保存措置を講じる必要が生じ、平成8年(1996)度に巢山古墳史跡整備検討委員会(以下「委員会」)を組織して、翌年度に特別史跡全体の地形測量を行い、平成12年(2000)度から緊急保存措置を開始した。

計画的に実施してきた緊急保存措置が令和4年(2022)度に完了する目処が立ったことから、巢山古墳の史跡公園としての供用開始に向け、活用を目的とした整備に移行するため、令和3年(2021)3月に「特別史跡巢山古墳整備基本計画」(以下「整備基本計画」)を策定した。以後、保存修理だけでなく公開活用を目指した整備を順次進めているところである。

巢山古墳の保存・活用については、現存遺構の保存とこれまで継承されてきた古墳景観の維持を優先して進めてきた。このため、侵食が顕著な周濠部を除いては大規模な整備は実施していない。なにより巨大な古墳であり、現在の古墳景観を構成する主要な要素である樹木や、灌漑用水としても利用されている周濠の水の管理など、活用にも配慮した現存施設の取扱いが課題となっている。特に樹木は遺構の保存上の観点や墳丘の視点場である外堤からの眺望の確保など、今後の取扱いを明らかにする必要がある。

一方、平成30年(2018)に文化財保護法が改正され、「保存活用計画」の策定が制度化されることとなった。これを受けて、保存管理計画が未策定であった巢山古墳について、改めてその価値を明らかにし、「広陵町」の豊かな文化遺産を体感できる場として、将来にわたって保存し、幅広く有効に活用するため、保存活用計画を策定することとなった。

第2節 計画の目的

巢山古墳については保存のための調査や整備を進めてきたが、これまでの調査で得られたデータを基にした情報公開や、学校教育や社会教育の場としての提供、観光の核として地域活性化に寄与する等、史跡としての価値の保存とともに、地域の価値を高める活用が求められている。また、近年は自然災害に起因する遺構の損傷等による緊急的に対応を迫られる事態に直面することも多い。

郷土の歴史や文化を正しく理解し、巢山古墳の文化財としての価値をより高めることを目指し、保存と活用を円滑に図っていく必要がある。そのため、基本的な考え、方針、方策とともに、史跡の構成要素を特定して取り組むべき課題や計画を立案し、中長期的な視点から事業に取り組めるよう保存活用計画を策定する。

巢山古墳史跡整備検討委員会設置条例

平成26年9月26日条例第3号

<p>(設置)</p> <p>第1条 特別巢山古墳の保存及び整備を図ることを目的とし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、巢山古墳史跡整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 整備計画の策定に関する指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 整備工事の設計及び施行に関する指導及び助言に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。</p> <p>2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。</p> <p>(1) 考古学、歴史学、史跡整備等について優れた識見を有する者</p> <p>(2) 前号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任を妨げない。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置く。</p> <p>2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。</p> <p>3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。</p> <p>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。</p> <p>(関係者の出席等)</p> <p>第7条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財担当課において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際、巢山古墳史跡整備検討委員会設置要綱の規定に基づき、現に委員に委嘱されている者については、その任期中に限り、この条例の規定に基づき委嘱されたものとみなす。</p> <p>(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)</p> <p>3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月広陵町条例第30号)の一部を次のように改正する。</p>
--

広陵町のまちづくりの基本的な方針を示した『第5次広陵町総合計画』（令和4年6月策定）にて掲げた政策目標のひとつである「地域のきずなを深め、表現力豊かな力強いまち」において、「文化芸術の振興と文化財の保存・活用」を施策のひとつとし、「住民が地域固有の歴史や伝統文化にふれる機会の充実や、有形無形の文化財の適切な調査及び保存・活用の推進」を目標としている。本計画は、このまちづくりの実現に寄与するものである。

第3節 委員会の設置・経緯

1. 委員会の構成

巢山古墳の緊急保存措置を実施するにあたり、巢山古墳史跡整備検討委員会設置要綱に基づき巢山古墳史跡整備検討委員会（以下「委員会」）を平成8年(1996)度に組織した(平成26年度に条例施行)。委員会は各分野における有識者から構成され、巢山古墳整備基本計画の策定や整備基本設計、その後の整備においても委員会指導のもとに進めてきた。保存活用計画策定においても本委員会を指導機関とし、文化庁および奈良県の支援を得た。令和7年(2025)度に委員会を2回開催し、意見・指導内容を計画書に反映させ令和8年(2026)3月をもって計画策定とした。

表1-1 巢山古墳史跡保存活用計画策定にかかる巢山古墳史跡整備検討委員会名簿

	役職	氏名	所属組織等	職名
1	委員長	泉森 皎	奈良県立橿原考古学研究所	指導研究員
2	副委員長	石井 保雄	広陵古文化会	会長
3	委員	河上 邦彦	奈良県立橿原考古学研究所	元副所長
4	委員	菅沼 孝之	元奈良女子大学	教授
5	委員	川上 洋一	奈良県立橿原考古学研究所	副所長
6	委員	大西 豊	奈良県県土マネジメント部 中和公園事務所	所長
7	委員	大久保 博	奈良県県土マネジメント部 まちづくり推進局 公園企画課	課長
オブザーバー		浅野 啓介	文化庁 文化財第二課	文化財調査官
		小野 友記子	文化庁 文化資源活用課	文化財調査官
		大澤 正吾	文化庁 文化財第二課	文化財調査官
		岡田 憲一	奈良県 地域創造部 文化財課	調整員
		大須賀 絵美	奈良県 地域創造部 文化財課	主査
事務局		植村 佳央	広陵町教育委員会	教育長
		倉田 洋子	広陵町教育委員会	教育振興部長
		岸本 延昭	広陵町教育委員会	生涯学習課長
		名倉 聡	広陵町教育委員会	文化財保存室長
		木下 彰人	広陵町教育委員会	文化財保存室技師
		井上 義光	広陵町教育委員会	会計年度任用職員

2. 検討の過程

表1-2 委員会等の協議内容

日 程	内 容	協 議 内 容
令和7年8月20日	第1回委員会	第1章～第5章について
令和7年11月18日	文化庁浅野調査官指導	保存活用計画全体構成・内容について
令和8年2月27日	第2回委員会	第6章～第13章について 全体構成について

第4節 他の計画との関係

1. 上位計画及びまちづくり等関連計画

広陵町ではまちづくりの指針として令和4年(2022)6月に『第5次広陵町総合計画』(前期基本計画)を策定している。この広陵町の最上位計画である総合計画とともに、関連計画として、広陵町都市計画マスタープランや広陵町竹取公園周辺地区まちづくり基本計画があり、本「特別史跡巢山古墳保存活用計画」はこれら計画と整合性を図る必要がある。

また、特別史跡巢山古墳に関する計画として、平成12年(2000)度に策定した『整備基本構想』、平成13年(2001)度に作成した『整備基本設計』、があり、遺構保存を目的とした緊急保存措置に先立ち、整備の方向性を定めている。さらに、これらに基づき実施してきた緊急保存措置から、巢山古墳の史跡公園としての供用開始に向けて、活用を目的とした整備に移行するため、令和2年度には『整備基本計画』を策定した。

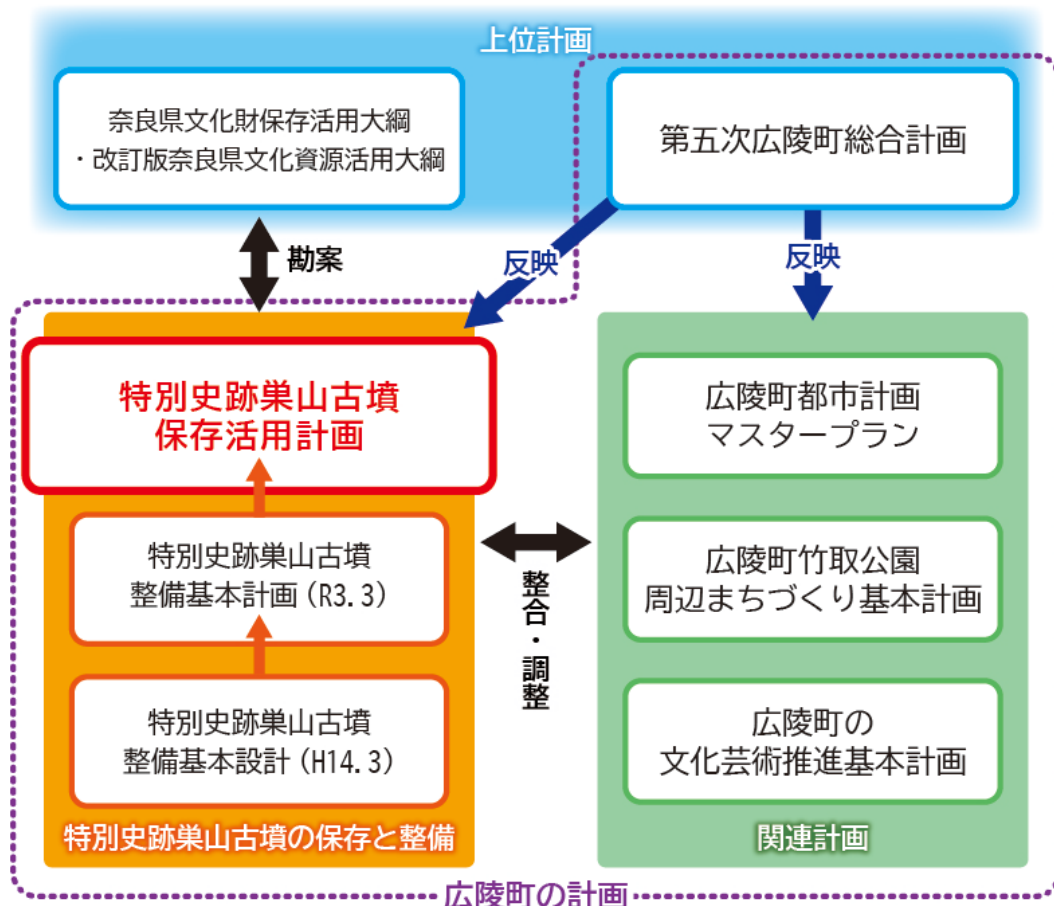


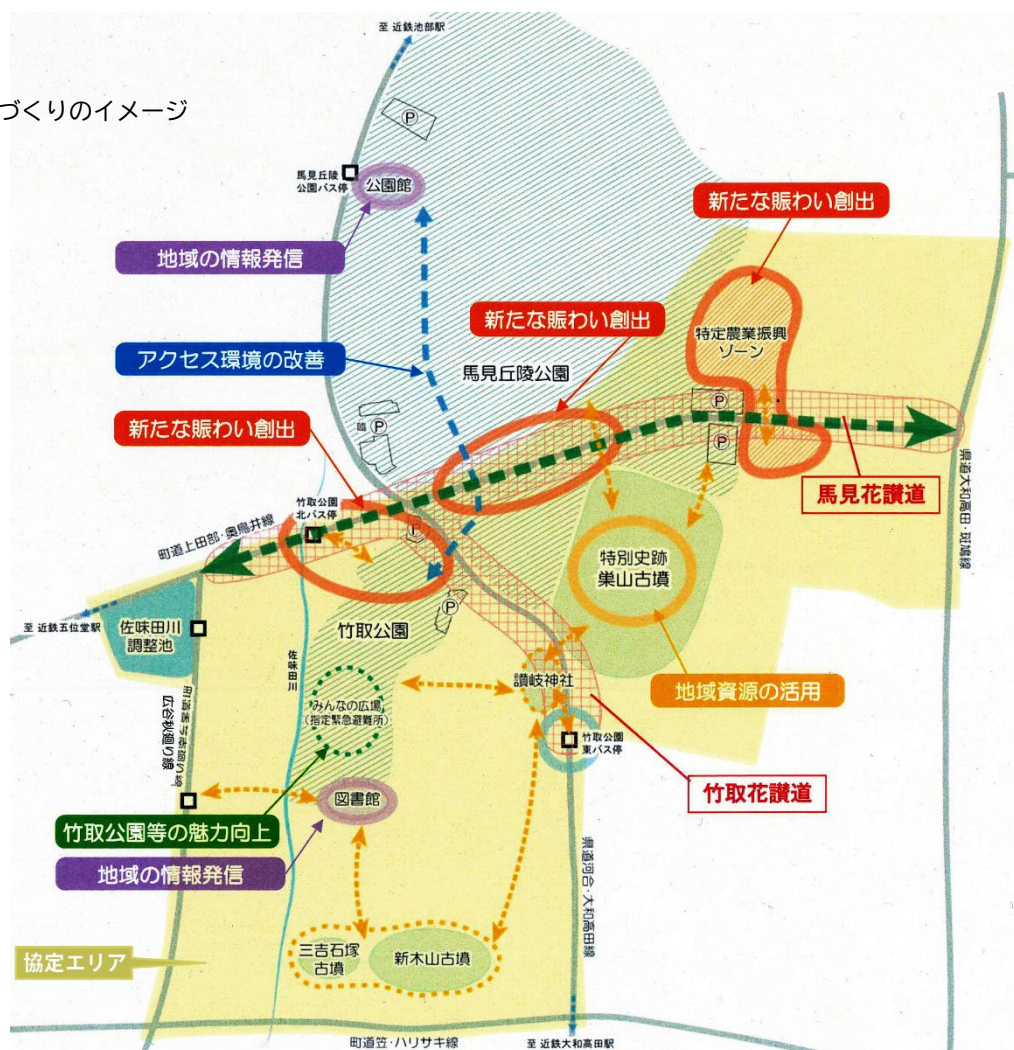
図 1-1 保存活用計画と他の計画との関係

表1-3 関連計画における崇山古墳に関する方向性等

関連計画	崇山古墳に関連する方向性等
<p>第5次広陵町総合計画</p> <p>令和4年6月策定</p> <p>基本構想の計画期間： 令和4年度から令和15年度</p> <p>前期基本計画の計画期間： 令和4年度から令和7年度</p>	<p>◎文化財の保存・活用の推進</p> <p><目標> 住民が地域固有の歴史や伝統文化にふれる機会の充実や、有形無形の文化財の適切な調査及び保存・活用を推進する。</p> <p><手段></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財の特性に合わせた適切な保存・管理の支援。 ・古墳を中心とした遺跡等の見学案内を行う広陵町文化財ガイドの会との連携・協働。 ・文化財の保存・活用に向けた取組みを促進するための新たな担い手の発掘・育成。 ・文化財の魅力や、文化財の保護・啓発に取り組む団体(広陵古文化会など)の活動内容についての情報提供。 <p>◎地域特性を活かした観光・交流機能の創出</p> <p><目標> まちのにぎわい創出や住民であることへの誇りの醸成にも結びつくよう、特色ある集客イベントの開催や地域資源の魅力の強化を図る。</p> <p><手段></p> <ul style="list-style-type: none"> ・竹取公園をはじめとする既存の地域資源を磨き上げ、その魅力の効果的な情報発信。
<p>広陵町都市計画 マスタープラン</p> <p>令和5年6月策定</p> <p>計画期間：概ね10年間</p>	<p><まちづくりの目標> まちへの誇りや愛着をもった『魅力都市』づくり</p> <p>◎崇山古墳などの歴史文化資源が集積する竹取公園周辺を賑わい拠点とする。</p> <p><土地利用の方針> 古墳などが点在する景観保全地区である馬見丘陵の緑の保全、住民の憩いの場としての活用の促進</p> <p><公園・緑地・水辺空間の整備方針></p> <p>◎魅力的な公園整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竹取公園周辺地区まちづくり基本計画の推進 <p>◎水と緑のネットワーク化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地ネットワーク遊歩道・緑道整備 ・歴史・文化施設、拠点ネットワーク遊歩道の緑化 <p><都市環境の整備方針></p> <p>◎自然的・歴史的景観の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・馬見丘陵緑地の保全 ・河川、ため池、環濠など水辺景観の保全 <p><広陵西地域のまちづくりの方針></p> <p>◎良好な自然環境・景観の保全</p> <p>◎竹取公園周辺地区の歴史資源の保全や公園再整備による拠点機能の充実</p>

<p>広陵町 竹取公園周辺地区 まちづくり基本計画</p> <p>令和3年7月策定</p> <p>計画期間(短期スケジュール)：令和3年度から令和7年度</p>	<p>◎地域資源の活用</p> <p>○巢山古墳を中心とした周辺整備を行う。</p> <p>○竹取公園や馬見丘陵公園と連携し、地域資源を活用した観光周遊ルートによる地区の魅力を向上する。</p> <p><巢山古墳周辺整備事業(町)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキング・ランニングコース、馬見丘陵公園等からのアプローチ等、周辺整備を行う。 <p><巢山古墳周辺の視点場確保(県)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・馬見丘陵公園内から巢山古墳への視認性を高めるため、巢山古墳に隣接し、樹木が繁茂するエリアの植栽管理の頻度を高める。 <p><巢山古墳・讃岐神社等へのアクセス等整備事業(町/県)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・巢山古墳周辺整備に合わせて、駐車場からのアクセス道整備、南側エントランス部の広場整備(馬見丘陵公園入口との一体化)を行う。 ・トイレを新設する(巢山古墳や讃岐神社の利用者向け) <p><古墳VR映像コンテンツ作成(町)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・VR映像技術を活用し古墳の歴史学習の機会を新たに設ける。(巢山古墳VR映像作成) <p><歴史的資源の活用事業(町)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・巢山古墳外堤を利用したイベントやドッグウォークの社会実験を開催し、町内外へ古墳群や地域の魅力をPRする。
<p>広陵町の文化芸術推進基本計画</p> <p>令和4年6月策定</p> <p>計画期間：令和4年度から令和13年度までの10年間</p>	<p><基本原則></p> <p>◎町は、町民の文化活動・生涯学習活動を支援し、連携・協働により機会・環境・場の整備に努める。</p> <p>◎今後の公共文化施策は、施設面(ハード面)では複合化及び多機能化の視点を持たせ、機能面(ソフト面)については各種施設との連携・ネットワークを進める。</p> <p><施策大綱></p> <p>◎文化をまちづくりに活かす(自然、歴史、町並み、景観等)</p> <p>広陵町には古墳や社寺、仏像等たいへん豊かな歴史・文化財が残されている。これらをさらに調査・研究し、保存だけではなく周知・活用して教育や観光等まちづくりに活かしていくことが、文化財保全にもつながる。</p> <p><具体的施策></p> <p>○まちづくりに自然・歴史・文化を活かす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広陵町らしい風景・景観を守り、育てる。(長期) <p>○文化財等の保存と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史資源の重要性を認識し、再生・保全に努め、保存・継承と活用、情報共有・発信、啓発を推進する。(中期) ・歴史資源を周知活用するとともに、常時展示できるような場を設ける。(長期) ・文化財情報に係る情報を、Webを用いて広める。(中期)

まちづくりのイメージ



事業推進に向けた取組イメージ(重点事業)

[広陵町竹取公園周辺地区まちづくり基本計画より加工して作成]

基本方針①：新たな賑わいの創出				賑わいのある地域の創出	まちづくり基本構想の実現	
【農産物直売所整備事業】	実証実験	計画・設計	工事			運営
【町道上田部奥鳥井線沿道景観整備事業】	公園魅力施設整備に合わせた修景整備					(継続実施)
【町道上田部奥鳥井線 泉道河合大和高田線 歩行者利便増進道路整備事業】	基礎調査	計画・設計	工事			
基本方針②：地域資源の活用						
【崇山古墳周辺整備事業】	崇山古墳周辺整備					
	【崇山古墳・讃岐神社等のアクセス等整備事業】	計画・設計	整備			
	【古墳VR映像コンテンツ作成】	崇山古墳 VR				
基本方針③：竹取公園等の魅力向上				魅力的な公園の創出	モニタリング 運営開始 (継続実施)	
【民間活力による公園魅力施設整備事業】	基本計画	事業者公募・基盤設計	工事			
		施設設計 (民間施設)	工事			
【みんなの広場改修工事】	計画	計画	広場整備			
【公園連携イベント事業】	企画	イベント連携開催				
基本方針④：アクセス環境の改善						
【駐車場整備事業】	計画	設計	整備			
基本方針⑤：地域情報の発信						
	【地域情報の発信事業】	ツール作成		情報発信		
～令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度～

[広陵町竹取公園周辺地区まちづくり基本計画より]

図1-2 広陵町 竹取公園周辺地区 まちづくり基本計画より(一部加筆)

2. 巢山古墳の保存・整備に関連する計画

(1) 整備基本設計

平成14年(2002)3月に作成した『整備基本設計』に示された巢山古墳の活用を含めた全体整備方針に基づき、平成14年(2002)度から本格的な遺構保存整備を開始した。当初は平成19年(2007)度までに遺構保存を完了させ、園路やサイン、植栽等を平成21年(2009)度までに整備する8か年の事業計画としていた。『整備基本設計』の概要を以下にまとめる。

1) 整備の必要性

巢山古墳は、現在その周濠部を農業用溜池として利用しているため、水位変化等により墳丘裾部が浸食を受け埴輪列が露出し、このまま放置すれば大規模な封土の崩落が危惧され、早急な対策が必要である。

2) 整備目標

- ・ 巢山古墳は貴重な歴史的、文化的資源であり、その遺構の保存に努める。
- ・ 巢山古墳の遺構は、比較的良好な状態で残っており、遺構を損傷しないような配慮のもとに活用すべきであり、保存に支障のない範囲において、地域のシンボル、社会教育資源としての活用を図る。

3) 全体的な整備方針

- ・ 巢山古墳は、築造当時の形態が良く保存されており、現在の姿のままで十分に築造当時の姿が想起でき、遺跡としての価値を理解することができる。従って整備は、崩落や浸食をくい止め、見学と管理の安全を確保するような現状保存を目指した最小限の整備にとどめる。
- ・ 墳丘部では遺構の保存を特に重視し、立ち入りは①管理者、②研究者、③文化財の価値を理解する見学者に限定し、③については安全に見学できる季節に限定する。外堤部では、墳丘部のような立ち入り制限は行わず、より多くの人々が巢山古墳を見学・学習できるような社会教育的活用を行う。
- ・ 馬見丘陵公園等周辺の主要施設・文化財とのネットワークを意図した動線の整備も行い、見学者が古墳群を巡り、学習し易い環境整備に努める。
- ・ 以上の整備は、発掘調査により遺構を解明し、遺構を損傷しない範囲内で行う。特に本古墳の特徴である墳丘形状の調査は重要であり、くびれ部や、前方部の基底を確定する発掘調査結果に基づくものとする。

4) 墳丘部の整備方針

- ・ 削平や崩落が進行している墳丘基底部から汀線部にかけては、墳丘全体の景観との違和感が生じないような、浸食防止のための護岸整備を行う。その平面的な位置や形状は、発掘調査の成果を踏まえ、検討し決定する。
- ・ 樹木の繁茂する墳丘斜面では適宜整理伐を行い、古墳の形態を認識しやすいように整備する。
- ・ 盗掘、家屋などによる後世の地形の改変箇所は復旧する。

5) 周濠部の整備方針

- ・発掘調査の後、遺構レベル等を確認し、後世に堆積した土砂を浚渫する。用水池としての機能を確保するため、現況の容量を確保する。
- ・墳丘部の管理のため仮設的な橋を設置するが、管理者以外は立ち入ることが出来ない構造とする。

6) 外堤部の整備方針

- ・外堤の崩落部分は盛土整形等を施し、汀線部の浸食を防止するために、景観に配慮した護岸を整備する。
- ・外堤部を一周し、墳丘を眺められるような動線を整備する。合わせて、転落防止のための低木植栽や緑陰樹・景観木植栽を行う。
- ・見学者のための小広場、道標等サイン施設、ベンチ等休憩施設を整備する。また、巢山古墳についての理解が深められるよう、小学生等にもわかりやすい解説板等学習施設を設置する。
- ・一般車両の進入は禁止する。管理のための車両動線は、史跡指定地の外側に整備する。
- ・園路の見通しを良くし、安全性を高めるために現況林、現況竹林を適宜間伐整枝する。

7) 基本設計

■護岸整備について

その平面的な位置や形状は、発掘調査結果を踏まえ古墳基底部を確定してから決定するが、その手法としては現存する墳丘を損傷することのないような整備手法を用いる必要がある。その整備手法については、9トレンチの発掘調査結果をもとに案を計画し、検討した。各案ともに水面以下の部分は、遺構面に吸出防止剤を敷設し、盛土で保護した上に土砂流出防止の不織布を敷き、ステンレス製のフトンカゴを設置することで浸食を防止する。水深レベルから上部には、可能な限り往時の葺石のイメージを残した整備を計画する。

■小広場および解説板、休憩施設について

解説板の形状は古墳の景観を損なわないようできるだけ低いものとし、材料は石材等を使用する。休養施設としては、アズマヤ等の構造物は避け、ベンチを設置する程度にとどめる。

■動線整備について

外堤部を一周し、墳丘を眺められるよう動線を整備する。幅員は2mを基準とし、適宜小広場を設ける。舗装の仕様は土系の自然色舗装とし、できる限り現在の景観を損なわないよう配慮する。転落防止のための低木植栽や緑陰樹・景観木植栽を行うが、樹種は墳丘内の既存木と同系の樹種を採用する。

(2) 整備基本計画〔事業期間：令和3年度～令和7年度〕

前述の『整備基本設計』において8か年の事業計画として開始した整備工事は、年度毎の事業費削減や発掘調査範囲の拡大等の影響により現在も継続中であり、『整備基本設計』における整備方針の設定から20年近くが経過して、その間に社会情勢や文化財が担う役割にも変化が生じていることから、当初の基本的な考え方を尊重し、今後も一貫した整備を実施していくため、令和3年(2021)3月に『整備基本計画』作成した。その概要を以下にまとめる。現在の保存整備事業は

この整備基本計画に基づき進めている。

1) 整備の基本理念

巢山古墳の価値を保存・継承していくとともに、発掘調査成果を含め潜在化した価値を顕在化することで、自然豊かな馬見丘陵公園や竹取公園との一体的な活用を図る。

2) 保存・活用整備の基本方針

1-巢山古墳の特徴を活かした整備を図る

2-発掘調査成果を可能な限り整備に反映する

3-保存と活用のバランスを考慮した整備を図る

4-来訪者の安全性・利便性などの確保を図る

5-県営馬見丘陵公園や竹取公園、周辺地域の関連文化財との有機的な連携を図る

3) 地区区分および地区別整備方針

①墳丘地区

これまでの護岸整備により墳丘一段目裾の侵食防止対策が概ね完了している。今後は二段目以降を対象に以降の保存環境を維持・改善していくとともに、墳丘形態が良好に遺存する本史跡の特徴を活かし巢山古墳が有する価値を顕在化する。

②周濠地区

これまでの護岸整備により濠底に堆積した土砂の除去が完了している。築造当時と比べて水位が上昇しているものの、当面は灌漑用溜池として利用していくことから、維持管理に必要な施設を兼ね備えた上で必要な水量を確保する。また、水面に映り込む墳丘の倒景は、巢山古墳において象徴的なものであり、周辺からの土砂流入防止や滞水防止等の水質改善により風致景観を維持する。

③外堤地区

これまでの護岸整備により、外堤裾の侵食防止対策が概ね完了している。今後は墳丘形態や規模、発掘調査により検出した出島状遺構等を解説するサイン、周遊可能な園路やベンチといった史跡公園としての公開に必要な整備を中心に行う。また、隣接する竹取公園や県営馬見丘陵公園との有機的な連携を図る上で必要な諸施設の整備を行う。

4) 遺構保存計画〔墳丘地区〕

遺構の保存を原則とする。遺構は露出展示せず覆土保存を基本とする。

墳丘上に生育している樹木については植林されたと考えられるスギおよびヒノキ、巨木に成長したクスノキ、倒木する危険性のあるものを優先的に伐採していく。地被植物が生育していない範囲については、間伐や強剪定にとどめ、テイカカズラやベニシダによる表土の安定化を図った上で残りを伐採するなど表土の洗掘防止を図る。伐採後の除根は行わず、ある程度腐朽した段階で遺構に影響が生じない範囲で除去し埋め戻しを行う。事業期間中に樹木管理計画を定める。

5) 遺構修復計画〔墳丘地区〕

一段目のテラス上に残された浚渫土は、広陵町担当職員立会いのもと除去する。

6) 遺構表示計画〔墳丘地区〕

東側くびれ部の構造が理解できるようにする。墳丘の保存に影響を及ぼさない範囲で樹木を伐採・剪定し、作業に合わせて表土の流出防止措置を実施する。

7) 修景計画・植栽整備計画〔墳丘地区/外堤地区〕

一段目および二段目のテラス上にある倒木や枯木などの景観阻害要素は撤去する。現状で特に目立たない住居跡周辺のかまどや井戸は撤去した。〔墳丘地区〕

外堤の南側から北側(主に西側)は既存木を可能な限り活かした整備とする。計画対象地西側の馬見丘陵公園からは、古墳全体を俯瞰することができるように、支障となる樹木を伐採(間伐)、剪定する。墳丘橋からも墳丘全体が見えるように同様の措置を講じる。墳丘の外堤に3基ある樋門は、構造上地下埋設できないことから、周囲に常緑樹を植栽して修景を図る。〔外堤地区〕

8) 管理施設・便益施設整備計画〔周濠地区/外堤地区〕

整備工事に利用する仮締め切りは墳丘地区の整備が完了するまで残しておく。利用しないものは緊急保存措置にて順次撤去し、周濠の水質改善を図る。

墳丘の維持管理のため、周濠部に管理用通路を設ける。橋の構造は簡易なものとするが、研究者やイベント開催などで町民が利用することも想定しておく。メインエントランスおよび馬見丘陵公園の視点場から見えない位置とし、管理施設であることがだれにでもわかるように金属製とする。〔周濠地区〕

3か所のエントランスには車止めを設置する。ただし、メインエントランスだけは管理車両が進入出来るように可動式の構造とする。

周濠への転落防止措置として、来訪者の利用頻度や周濠と園路の距離に応じ、金属製の柵、生垣、ロープ柵を設置する。

西側と北側を中心にベンチを、東側にアズマヤを設置する。車イスの利用を想定してバリアフリー化する。〔外堤地区〕

9) 動線計画〔外堤地区・計画地外〕

① 巢山古墳までのアクセス

既に周辺には駐車場が幾つかあることから、新たな整備はせず、近隣の駐車場から巢山古墳への誘導サインを適宜設置する。バス停からの誘導も合わせて行う。

② 外堤

特別史跡巢山古墳への出入り口を3か所設ける。南西隅をメインエントランスと位置づけ、馬見丘陵公園との共有エントランスとし、車椅子でも利用可能な仕様とする。北側には東西2か所のサブエントランス設け、馬見丘陵公園の駐車場と接続する。

外堤には周濠を巡る周遊路を設け、管理用車両の通行が可能な構造とする。

10) 整地・雨水排水計画〔外堤地区〕

メインエントランス周辺を除いて地形の大きな改変は行わず、不陸整正や周濠に向かって雨水排水勾配を付ける程度とする。外堤は周濠に向かって雨水排水勾配を付け、雨水を濠に落下させる。西側縁辺部は、馬見丘陵公園から雨水が流れてくることから、法裾に水路を設け、外堤を横断して周濠に流下するが、この他は可能な限り雨水排水施設を設けず、表面排水を基本とする。

通常時の排水は、これまでと同様に南側の排水路から場外へ流下させることから、水路を改修するとともに園路横断部に蓋をかける。

11) 案内・解説施設整備計画〔外堤地区〕

3か所設けるエントランスに総合案内板を設置し、メインエントランスには園銘板を設置する。この他解説板、誘導サインを適宜設置配置する。各種サインの意匠は、先行している馬見丘陵公園との一体的な利用を考え、既設施設に合わせるものとする。

12) 各種調査計画

実施設計を行う上で必要となる外堤の地形測量および毎木調査を早期に実施する。

整地や施設整備において掘削が生じる場合は、予め試掘を行い遺構への影響がないことを確認し、部分的な調査となるが将来大規模な再整備を行う際の基礎資料とする。

13) 公開・活用計画

①整備事業期間中

各年度の工事着工前もしくは後に墳丘の限定公開を行う。植栽の植え付け作業を住民参加のもと実施する。

②供用開始後

通常は墳丘地区への立ち入りを制限し、期間を限定して一般来訪者に公開する。町内の小中学校の校外学習の場として利用してもらう。周遊路は散策やジョギングコースとしての利用も想定しており、町主催のジョギング大会を開催し、町内外に対して巢山古墳の知名度向上に繋げる。

③ガイダンス施設

巢山古墳のガイダンス機能を有する広陵町文化財保存センターは、建物の耐震補強が必要な状況であることから、第4次広陵町総合計画の政策目標である「歴史資料館の整備」の早期実現に向け、関係各位との協議を継続していく。

14) 管理・運営計画

毎年6回程度実施している外堤の草刈りは整備事業完了後の供用開始まで休止し、墳丘部分は整備工事での伐採や剪定作業が完了した後に再開する。

史跡公園として供用開始後も広陵町担当課が主体となり、町民に対して清掃活動を呼びかけ、常に一定の水準にて指定地を良好に維持していく。

第5節 計画の対象範囲

本計画の直接的な計画範囲は特別史跡指定地を基本とする。ただし、周辺には築山古墳も含まれる馬見古墳群が分布しており、隣接地には奈良県営馬見丘陵公園および竹取公園が整備公開されている。これら隣接地の古墳・公園施設とも一体的な活用が望まれるため、活用の章等ではこれらも含めて言及するものとする。

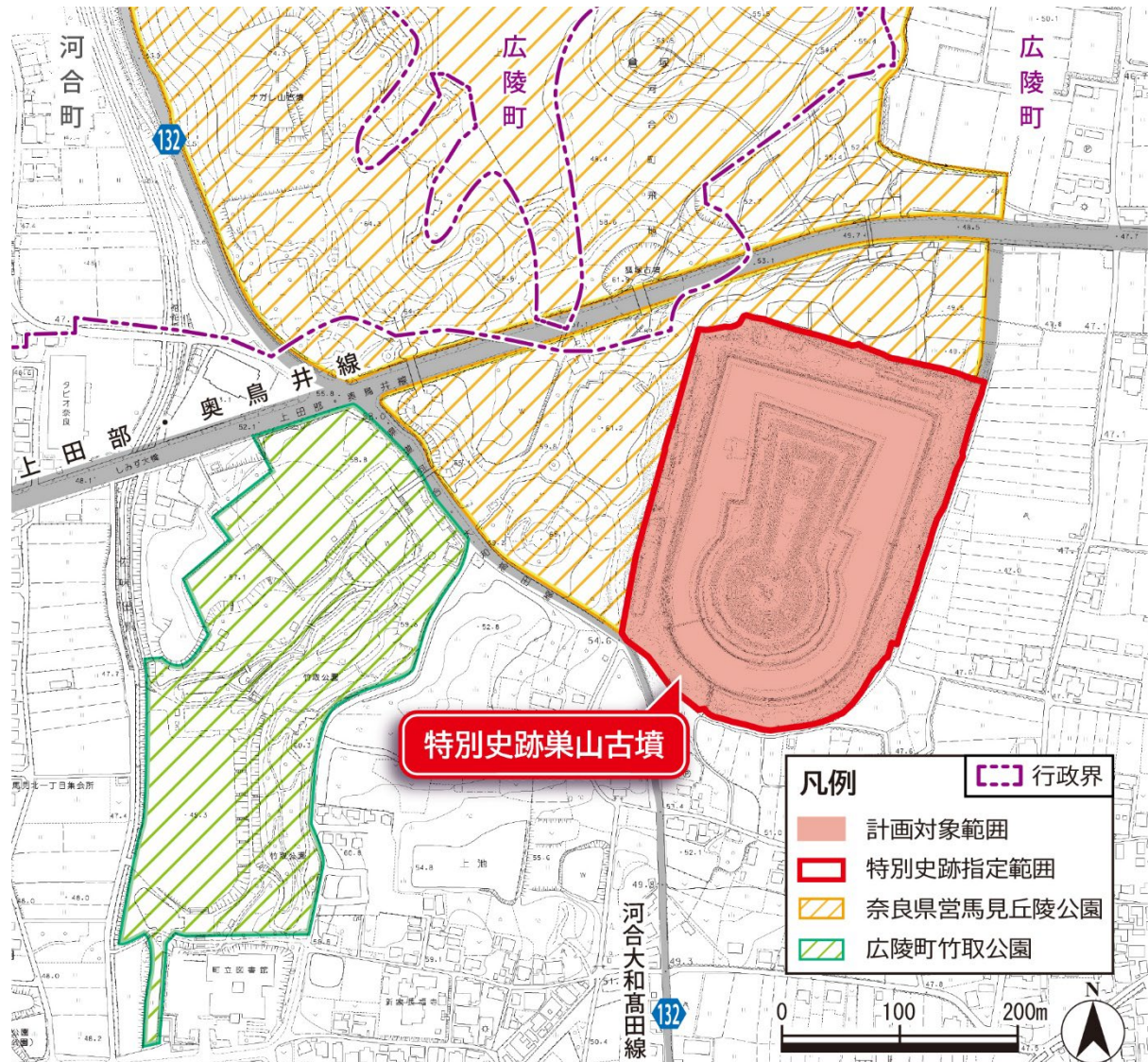


図 1-3 計画対象範囲

[出典：都市計画図を加工して作成]

第6節 計画期間

保存活用計画の計画期間は、令和8(2026)年4月1日から令和18(2036)年3月31日の10年間とする。計画期間において、史跡そのもの及び史跡を取り巻く社会情勢などの変化等により見直しの必要性が生じた場合、随時現状に即した内容への更新を検討する。